

広島県告示第六百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
小塚A地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

呉市		倉橋町		大字		字		地番		標柱番号	
		小塚		古新開		小塚					
六四二四番二六		六四一三番地先市道敷		六四二二番二		六六一七番九		六四〇九番一		六四一〇番三	
標柱一三号		標柱一二号		標柱一一号		標柱九号及び一〇号		標柱八号		標柱七号	
								六四一四番二七		六四一四番二九	
								標柱五号及び六号		標柱四号	
								六四一四番二三		六四一四番一五	
								標柱二号及び三号		標柱一号	

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
広白岳六丁目六三六三地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	広白岳六丁目			一一八六五番一	標柱一号
				一一八五二番	標柱二号及び 三号
				一一八四九番	標柱四号
				一一八四八番地先市道敷	標柱五号
				一一八四八番	標柱六号及び 七号
				一一八四二番三	標柱八号
				一一八四二番一〇	標柱九号
				一一八四四番五	標柱一〇号
				一一八五一番一	標柱一一号
				一一八五〇番	標柱一二号
				一一八六六番一	標柱一三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
川尻町西四丁目一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	川尻町西四丁目			二八二番九	標柱一号

川尻町西四丁目		川尻町		
		岩戸		
二八二番八	二八四番五	二八六番三	二八六番五	二八六番五地先里道敷
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱三号、 及び五号、 四号	標柱二号